

次のとおり条件付一般競争入札を実施するので、舞鶴市契約規則（昭和 39 年規則第 25 号）第 3 条に基づき公告する。

令和 4 年 1 1 月 1 4 日

舞鶴市長 多々見 良三

## 1 業務内容

- (1) 業務名 舞鶴市小学校給食調理業務委託（倉梯小学校）
- (2) 業務の仕様等 別添「舞鶴市小学校給食調理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 履行期間 令和 5 年 3 月 2 0 日から令和 8 年 3 月 1 9 日まで
- (4) 担当課 舞鶴市教育振興部学校教育課

## 2 競争入札参加資格

項目 5 「入札参加申請書等の提出」での競争入札参加資格の確認により、次に掲げる条件をすべて満たすことを認められた者のみが、この入札に参加できます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市入札参加停止に関する要領（平成 30 年告示第 34 号）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）の期間中でない者であること。
- (3) 申請書提出期限日から落札決定までの間において、舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成 24 年告示第 171 号）に基づく入札参加等除外措置を受けていない者であること。
- (4) 申請書提出期限日以前 6 か月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (6) 舞鶴市物品及び役務の供給に係る競争入札参加資格等に関する要綱（昭和 63 年告示第 9 号）による今年度の競争入札参加資格を有し、かつ直近の 5 年度以内に集団給食（同一メニューを 1 回 3 0 0 食以上又は 1 日 7 5 0 食以上）の経験を 3 年以上有すること。

- (7) 舞鶴市小学校給食調理業務委託仕様書の「8 調理従事者及び現場責任者」に定める基準を満たす人員配置を行うこと。
- (8) 給食調理業務の実施にあたり、文部科学省「学校給食衛生管理基準」等を踏まえた衛生管理体制を定めていること。
- (9) 調理従事者が病休等の場合の具体的な人的シフトについての方策が定められていること。
- (10) 食中毒、異物混入等の発生時に適切な対応がとれる体制や方針、手順等及び危機管理についての方策が定められていること。
- (11) 舞鶴市小学校給食調理業務委託仕様書の「13 研修」に定める研修等の実施計画を策定していること。
- (12) 受託決定後、給食開始にあたっての準備スケジュールが具体的に計画されていること。

### 3 事務スケジュール

① 質問の受付（電子メール）	令和4年12月5日（月）正午まで
② 入札参加申請書等の提出期限（郵送）	令和4年12月5日（月）午後5時まで
③ 入札参加資格の確認結果の通知（郵送およびFAX）	令和4年12月13日（火）
④ 質問に対する回答（電子メール）	令和4年12月13日（火）
⑤ 入札書の提出（郵送）	令和4年12月22日（木）配達日指定
⑥ 開札日	令和4年12月23日（水）
⑦ 契約締結（予定）	令和5年1月下旬

### 4 配布資料及び質問の受付

#### (1) 仕様書及び申請書等の入手方法

競争入札に参加しようとする者は、仕様書、申請書、その他必要書類等を舞鶴市ホームページからダウンロードしてください。

#### (2) 質問の受付

質問は、質問書（別紙3）により提出してください。

##### ア 受付期限

令和4年12月5日（月）正午まで

##### イ 受付場所

舞鶴市教育振興部学校教育課

##### ウ 提出方法

電子メール（Mail: gakkyo@city.maizuru.lg.jp）

ただし、電子メールがない参加者に限り、FAXも可とします。

##### エ 回答日・方法

令和4年12月13日（火）

競争入札参加資格が「有」と認められた者に電子メールにより送信します。

## 5 入札参加申請書等の提出

ア 入札参加希望者は、次の書類を提出（1部）してください。

- ① 入札参加申請書（別紙5）
- ② 入札参加申請に係る添付書類（様式第1～7号）
- ③ 返信用封筒（第一種定型郵便物に住所及び氏名を記入し、84円切手を貼ったもの）

イ 提出先、提出方法、提出期限

（ア）提出先 〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044 番地

舞鶴市教育振興部学校教育課（市役所本庁 別館4階）

（イ）提出方法 郵送等（メール便、宅配便等の送付方法は問いません。ただし、提出期限厳守で提出先への配達方法の記録が残る方法でお送りください。）

（ウ）提出期限 令和4年12月5日（月）（午後5時まで）

ウ 提出書類への問い合わせ等

提出された書類について確認を行い、不明な部分がある場合は、問い合わせします。問い合わせに対する回答は、提出書類を補足するものとします。

エ 競争入札参加資格の確認結果の通知

競争入札参加資格の確認結果は、令和4年12月13日（火）、郵送及びFAXにより通知します。

オ 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（ア）競争参加資格がないと認められた者は、当該通知の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により、市長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。

（イ）（ア）の書面は舞鶴市教育振興部学校教育課に提出するものとします。

（ウ）説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して5日以内に書面により回答します。

## 6 入札書の提出

（1）前項5.エにおいて競争入札参加資格が「有」との通知を受けた者は、次の書類を下記（2）のとおり郵送により提出してください。

①入札書（別紙4）※

②競争入札参加資格があることを確認した旨の通知書又はその写し

（2）入札書の提出方法

ア 上記（1）の入札書類を、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法により、下記きに記す日を配達日指定として郵送してください。

イ 入札書類は二重封筒とし、表封筒及び中封筒に次の事項を記載し、封緘等の処理をしてください。

・開札日

- ・入札案件名
  - ・商号（名称）
  - ・入札書が在中している旨
- ウ 入札書は、配達指定日必着です。期日に届かない場合は、入札を辞退したものとみなしますので、ゆとりをもって手続きしてください。（配達日指定郵便は3日前までに手続きが必要です。）
- エ 郵送にかかる費用は入札参加者の負担となります。
- オ 入札を辞退する場合は、入札執行時までに入札辞退届を郵送（この場合方法は問いません。）により提出してください。
- カ 入札書類の送り先  
〒625-8555  
舞鶴市字北吸 1044 番地  
舞鶴市総務部契約検査室契約課
- キ 配達指定日  
**令和4年12月22日（木） 必着**

## 7 入札（開札）執行の日時及び場所等

- (1) 開札日時 **令和4年12月23日（金）午前9時**から順次開始
- (2) 開札場所 舞鶴市字北吸 1044 番地  
舞鶴市役所 **別館4階 411会議室**
- (3) 立 会 郵便入札のため立会は不要ですが、入札参加者1者につき1名開札に立ち会うことができます。

## 8 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が、市が定める調査基準価格（非公表）を下回る場合は、その者を調査対象者として落札の決定を保留します。

調査対象者となった者は、**令和5年1月5日（木）**までに「低入札価格調査制度に係る回答書（低入札価格の調査に係る資料及び添付資料をいいます。）」（別表1参照）を提出しなければなりません。

調査対象者について調査の結果、適合した履行がなされない恐れがある場合は、その者を落札者とせず、次順位者を調査対象者とします。この場合、次順位者が調査基準価格を下回っていない場合は調査を行わずその者を落札者とします。

## 9 入札に関する注意事項

### (1) 入札書記載金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額

の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札の中止

入札者が1人に満たない場合は入札を中止します。

(3) 再度入札

開札の結果、予定価格の範囲内の応札者がいない場合は、無効となった者を除き1回まで再度入札を行います。この場合、入札書の配達指定日をお知らせします。

(4) くじ引きを行う場合

落札者となるべき同額の入札をした者が2者以上あるとき（同点の時）は、くじ引きにより落札者を決定します。

くじ引きは、入札担当職員と立会人（当該入札事務に関係のない職員）が次の手順で行います。

- ① 入札担当職員がくじ引き用紙にくじに参加する者の数と同数の直線を記入し、そのうちの1に「落札」の表示（○印）をする。
- ② 立会人のうちの1名が、①のくじの直線のそれぞれに1から順に任意に番号を付す。（このとき、当該立会人には、「落札」の表示が分からないようにして行います。）
- ③ 立会人のうち②の処理を行った者以外の者1名が、くじ引きに係る入札書に1から順に任意に番号を付す。（このとき、当該立会人には、入札者の名称等がわからないようにして行います。）
- ④ 入札担当職員は、①と②で作成されたくじの番号と③で入札書に付された番号とを突合する。くじで「落札」の表示がされた直線に付された番号と同じ番号を付した入札書を提出した者が落札者となる。
- ⑤ 入札担当職員及び立会人の全員が、くじの結果を確認し、その証として当該くじ引き用紙に各自署名する。

(5) 入札保証金

免除します。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ア 本入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 入札者の記名押印のない入札
- ウ 同一入札について同一の入札者によりなされた2以上の入札
- エ 金額その他重要な部分の誤脱のある若しくは不明な入札又は金額を訂正した入札
- オ 入札に関し連合等の不正行為をした者の入札
- カ 1通の封筒に複数の入札書を入れたもの
- キ その他あらかじめ指定した事項に違反したもの

(7) 落札の取消

- ア 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- イ 落札者が、落札決定から契約締結日までの期間に、本市の入札参加停止又は入札参加等除外措置を受けた場合若しくは上記2.(5)の申立てに該当することとなった場合は、当該落札を取り消すものとする。

## 10 契約に関する事項

### (1) 契約締結予定日

令和5年1月下旬予定

### (2) 契約書の作成

別紙契約書案により契約書を作成するものとする。

### (3) 支払条件

毎月の履行確認の上、半期ごとに支払います。(年2回払)

### (4) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、舞鶴市契約規則第33条に該当する場合は契約保証金を免除します。

### (5) 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収します。舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱(平成24年告示第171号)に基づく入札参加等除外措置により当該落札を取り消す場合も同様とします。

### (6) 入札参加申請時の提出書類と追加業務の関係

入札参加申請時の提出書類の内容は、本業務の契約時の仕様書の一部として扱うものとします。ただし、本業務の目的を達成するために修正する事項がある場合には、市と受託者との協議により契約段階において内容を追加、変更又は削除を行うことができるものとします。

### (7) 入札参加申請時の提出書類の内容の履行の確保

入札参加申請時の提出書類の内容が不履行となった場合は、発注者と受注者との間で責任の所在について協議します。この場合において、受注者の責任により履行がなされなかったときは、当該事項の履行が可能であると認められるものにあつては当該事項を履行し、当該事項の履行が困難又は合理的でない認められるものにあつては、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う場合があります。

## 11 公正な競争の確保

### (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)

等に抵触する行為は禁止します。

### (2) 参加者は、競争を制限する目的で他の参加者と内容についていかなる相談も行つてはいけません。

### (3) 参加者は、落札者の決定前に他の参加者に対して入札に係る事項等を意図的に開示することを禁じます。

### (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめる場合があります。

## 12 その他

### (1) 提出書類の内容に含まれる特許権など法律に基づいて保護される第三者の権利の対象

となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。

(2) 本件の書類提出に要する費用は、参加者の負担となります。

(3) 入札結果は、次の項目について、舞鶴市市政情報コーナー及び舞鶴市ホームページに掲載し公表します。

ア 入札者名

イ 入札価格

ウ 落札者名

### 13 問い合わせ

業務内容等の不明な点については舞鶴市教育振興部学校教育課（電話 0773-66-1072）、入札に関することについては舞鶴市総務部契約検査室契約課（電話 0773-66-1065）に照会のしてください。

別表 1（低入札価格調査に係る書類）

低入札価格調査報告書	
学校給食調理業務委託経費 見積内訳書	様式 1
従事者配置計画	様式 2